

警備業功労者表彰等取扱要綱の制定について（例規通達）

多年にわたり警備業の健全な発展を図り、社会公共の安全の確保に功労のあった者に対して、警察本部長と一般社団法人富山県警備業協会長との連名表彰を行い、表彰制度を通じて警備業協会の活動の一層の活性化を図るため、別添のとおり「警備業功労者表彰等取扱要綱」を制定し、平成7年4月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

警備業功労者表彰等取扱要綱

第1 趣旨

本要綱は、多年にわたり警備業の健全な発展を図り、社会公共の安全の確保に功労のあった者に対して警察本部長と一般社団法人富山県警備業協会長（以下「県警備業協会長」という。）との間に行う連名表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の種類及び表彰者数

- | | |
|-----------------|------|
| 1 警備業功労者表彰 | 3人以内 |
| 2 警備業教育関係等功労者表彰 | 3人以内 |

第3 表彰の対象

1 警備業功労者

多年にわたり警備業の健全な発展に尽力し、業界の指導育成について顕著な功績があった者

2 警備業教育関係等功労者

多年にわたり警備員の教育に関する事業に従事し、又は警備業の発展のために実効ある発明、考案又は研究をし、警備業の発展に顕著な功労があった者

第4 選考基準

1 警備業功労者

第3の1に該当する者であって、次の基準を満たすもの

- (1) 一般社団法人富山県警備業協会（以下「県警備業協会」という。）の役員として通算して6年以上の経歴を有すること。
- (2) 過去1年以上警備業法違反による行政処分に処せられたことがなく、かつ、過去10年以上罰金刑以上の刑に処せられたことがないこと。

2 警備業教育関係等功労者

第3の2に該当する者であって、次の基準を満たすもの

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 富山県公安委員会の委託に係る講習又は県警備業協会における警備員の教育に関する講師等として7年以上の経験を有し、かつ、当該事業の推進に多大な貢献をしたと認められる者

イ 警備業の発展のために実効ある発明、考案又は研究をした者

- (2) 過去1年以上警備業法違反による行政処分に処せられたことがなく、かつ、過去10年以上罰金刑以上の刑に処せられたことがないこと。

第5 表彰候補者の選考及び上申

警察本部長は、県警備業協会長と協議の上、県警備業協会から上申のあった者その他

県警備業協会長が推薦する者のうちから、真に表彰に値すると認められるものについて受賞者を選考する。

第6 表彰の実施

警備業功労者表彰及び警備業教育関係等功労者表彰は、原則として、県警備業協会の通常総会において行う。ただし、これによりがたい事情がある場合には、この限りではない。

なお、過去5年以内に同種の事由で表彰を受けている者（法人）については、この表彰を行わない。